

南相馬市病院事業の設置等に関する条例の一部改正（素案）の概要

1 条例改正の趣旨

本年 3 月に策定した「南相馬市立病院病床再編計画」に基づき、市立小高病院を当面は市立総合病院の無床のサテライト診療所（市立総合病院附属小高診療所）として、運営する。

また、市立総合病院附属小高診療所は、東日本大震災の影響により使用不可能となった市立小高病院本館の解体工事に伴い、現在の診療場所から小高保健福祉センターへ一時移転することから、必要な条例改正を行うもの。

2 条例改正の概要

第 2 条見出しの「病院の名称及び位置」を「施設の名称及び位置」に、第 2 条の条文中「病院の名称」を「病院事業を行う施設の名称」に改める。

病院事業を行う施設の名称に「南相馬市立総合病院附属小高診療所」を加え、位置を「南相馬市小高区小高字金谷前 8 4 番地」とする。

また、診療科目を「内科、外科」とする。

3 一時移転先の選定経過及び理由

小高区内で再開した開業医、相双保健福祉事務所及び健康づくり課と協議した結果、以下の理由から「南相馬市小高保健福祉センター」が適所であると判断した。

- ① 一時的な移転であるので、施設の大規模な改修や修繕等が必要なく、診療所としての施設基準を満たすこと。
- ② 移転場所について、市民の認知度が高く、来院者の駐車スペースが確保できること。
- ③ 位置的に特別養護老人ホーム及び小高調剤薬局と連携しやすいこと。

4 市立小高病院の取扱い

市立小高病院は、市立病院病床再編計画に基づき、市立総合病院に一部病床の移管に向けて、現在、国・県等との協議中であるため、当該設置条例中には名称、位置及び病床数を残したままとする。

また、今後、国・県等との協議や必要な事務手続き等が終了した時点で、必要な条例改正等を行う予定である。

5 意見の提出方法

意見提出の書式は自由です。

住所、氏名、電話番号を明記のうえ、提出は窓口へ持参するか郵便またはファクス、電子メールなどで提出してください。

(法人又は団体の場合は、名称、所在地及び代表者を明記してください。)

6 意見等の提出期限・公表期間

令和元年 5 月 7 日 (火) ～令和元年 5 月 26 日 (日)

7 公表場所 (閉庁日、休館日を除く)

市立総合病院総合受付、市立小高病院待合室、市役所市民課、小高区役所市民総合サービス課、鹿島区役所市民総合サービス課、各生涯学習センター、市民情報交流センター、市ホームページ

8 提出先・問合せ

〒979-2121 南相馬市小高区東町三丁目 8
小高病院事務課 Tel44-2025 FAX44-6588
odaka-hp-jimu@city.minamisoma.lg.jp